

〔はら脳神経内科〕

保険医療機関における掲示

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

基本診療料の施設基準等に係る届出

事項	受理番号	算定開始年月日
医療 DX 推進体制整備加算	第 2276 号	令和 6 年 6 月 1 日

医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

初診時：医療情報取得加算 1 点

再診時（3 月に 1 回）医療情報取得加算 1 点

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行については現在整備中です。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。
8. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じています。

特掲診療料の施設基準等に関する事項

事項	受理番号	算定開始年月日
在宅時医学総合管理料 1	第 2843 号	令和 6 年 4 月 1 日
在宅時持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算	第 373 号	令和 3 年 1 0 月 1 日
遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準	第 40 号	令和 3 年 7 月 1 日
神経学的検査	第 317 号	令和元年 9 月 1 日
CT 撮影及び MRI 撮影	第 1019 号	令和元年 9 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	第 5 6 2 号	令和 6 年 6 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1	第 5 3 号	令和 6 年 6 月 1 日

外来・在宅ベースアップ評価料

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みが令和 6 年 6 月から開始されました。

当院では、ベースアップ評価料を届出し算定しています。これにより、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

その他の施設基準等に関する事項

事項	受理番号	算定開始年月日
酸素の購入単価	第 56418 号	令和 7 年 4 月 1 日

ウェブサイトへの掲載が必要な事項

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

夜間早朝等加算

当院は、月・火・水・木・金曜日9：00～12：00/14：00～18：00、土曜日9：00～12：00を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日18：00以降、土曜日12：00以降は「夜間早朝等加算」50点が適用されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、「時間外等加算」が適用されます。

時間外等加算（時間外・休日・深夜）

当院は、通院中の患者様が診療時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。下記の時間に当てはまる対応の場合は「時間外等加算」を算定しています。

時間外：当院の診療時間外の時間

休日：日曜日及び国民の祝日（12/29～1/3）

深夜：22時～翌朝6時

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。